

項 目	■一 般 貸 付■	■恩 給 担 保 貸 付■	■記名国債担保貸付■
貸 付 対 象	事業を営むもの	「株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律」に定める恩給等の受給者であって、恩給担保貸付を現在利用していないもの	国債の記名者であって、事業資金を必要とするもの

付 条 件（令和6年12月31日現在）

小規模事業者経営改善貸付	教 育 資 金 貸 付										
■小規模事業者経営改善資金■	■ 教 育 資 金 一 般 貸 付 ■										
常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）の場合5人以下）のもので、商工会議所会頭、商工会会長又は都道府県商工会連合会会長の推薦を受けたもの	学校教育法に定める高等学校、高等専門学校、短期大学又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものにおいて行われる教育を受ける者又はその者の親族（以下「教育を受ける者等」という）であって、次のいずれかに該当するもの 1. 借入申込日の属する年の前年1年間の世帯の収入金額（事業を営む者にあつては、所得金額）が子供の人数に応じて次表の金額以内の者 <table border="1"> <tr> <th>教育を受ける者等の扶養する子等の数</th><th>収入金額（所得金額）</th></tr> <tr> <td>0人又は1人</td><td>790万円（600万円）以内</td></tr> <tr> <td>2人</td><td>890万円（690万円）以内</td></tr> <tr> <td>3人</td><td>990万円（790万円）以内</td></tr> <tr> <td>4人以上</td><td>「3人」の金額に4人目以降、扶養する子等の数1人当たり100万円ずつ加算した金額以内</td></tr> </table> 2. 収入金額が990万円（事業を営む者にあつては、所得金額が790万円）以内であつて、次のいずれかの特例要件に該当する者 ア 勤続年数（事業を営む者にあつては営業年数）が3年未満であること イ 借入申込日以降1年間の借入金返済額（利息の支払分を含む。）の借入申込日の属する年の前年1年間の教育を受ける者等の収入金額（事業を営む者にあつては、所得金額）に対する割合が100分の30を超えていること ウ 居住年数が1年未満であること エ 教育を受ける者等又はその配偶者が、収入を得るために教育を受ける者等又はその配偶者のいずれかの住居を移転し、別居を常況とすること オ 教育を受ける者等又はその親族が介護保険法第7条第3項に規定する要介護者又は同条第4項に規定する要支援者であつて、当該者の介護に関する費用を当該教育を受ける者等又はその配偶者が負担していること カ 教育を受ける者等が、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害であつて公庫が別に定めるものにより、次のいずれかの状況になっていること（東日本大震災においては、東日本大震災復興特別区域法施行令第2条第2項に規定する東日本大震災からの復興に向けた取組を重点的に推進する必要があると認められる区域に居住している者又は被災時に居住していた者に限る。） (ア) 住居が全壊、流失、半壊、床上浸水 その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けていること (イ) 居住地又は被災時の居住地が次のいずれかの対象地域となっていること a 災害対策基本法に規定する避難のための立退き勧告又は立退き指示 b 災害対策基本法に規定する立入り制限、立入り禁止又は退去命令 c 前a又はbに準ずるものとして公庫が別に定めるもの キ 公庫が実施する新型コロナウイルス感染症特別貸付の取扱期間終了日までにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和2年1月29日以降の任意の1ヵ月間の世帯収入（事業を営む者にあつては売上高）又は世帯所得が、前年又は前々年の同期と比較して減少していること ク 教育を受ける者が、教育を受けるために住居を移転し、親族との別居を常況とすること ケ 教育を受ける者等が、外国の教育施設（株式会社日本政策金融公庫法施行令第5条第9号に規定する外国の教育施設をいう。）において行われる教育を外国において受けるために必要な資金を利用すること	教育を受ける者等の扶養する子等の数	収入金額（所得金額）	0人又は1人	790万円（600万円）以内	2人	890万円（690万円）以内	3人	990万円（790万円）以内	4人以上	「3人」の金額に4人目以降、扶養する子等の数1人当たり100万円ずつ加算した金額以内
教育を受ける者等の扶養する子等の数	収入金額（所得金額）										
0人又は1人	790万円（600万円）以内										
2人	890万円（690万円）以内										
3人	990万円（790万円）以内										
4人以上	「3人」の金額に4人目以降、扶養する子等の数1人当たり100万円ずつ加算した金額以内										

(7) 現 行 貸

項 目		■一 般 貸 付■	■恩 給 担 保 貸 付■	■記名国債担保貸付■
貸 付 条 件	限 度 額	4,800万円以内（代理店扱2,400万円以内）但し、特定設備資金にあっては7,200万円以内	1人につき250万円以内 ただし、恩給等の年額の3年分以内	特別給付金国庫債券 第4回 ♯ 20万円以内 第10回 ♯ 107.9万円以内 第13回 ♯ 3.9万円以内 第17回 ♯ 161.9万円以内 第22回 ♯ 79.9万円以内 第27回 ♯ 179.9万円以内 第29回 ♯ 期限未到来賦札 金額の97～99% 以内 第30回 ♯ 96.8万円以内 引揚者特別交付金国庫債券 期限未到来賦札 金額の94～99% 以内 かつ15万円以内 第11回特別弔慰金国庫債券 19.5万円以内
	期 間	運転 7年以内 設備 10年以内 (特定設備資金 20年以内)	4年以内	貸付日から担保に徴した国債の最終償還日までの期間以内
	利 率	年利2.30%	年利0.90%	年利0.90%
	償 還 方 法	割賦または一時払 据置期間 運転 1年以内 設備 2年以内	原則として担保に供された恩給等の支給金を弁済に充当	担保国債の償還金を弁済に充当
	保 証 人	個人：不要 法人：一部の貸付は不要	不 要	不 要
	担 保	債権保全上必要と認められる場合には担保を徴求する	恩給等の受給権	国 債
取 扱 場 所		支店、代理店	支店、代理店	支店（但し、申込は市区町村または福祉事務所、地方事務所）

(注) 利率については、貸付期間5年以内の利率を示している。

付 条 件（令和6年12月31日現在）（続）

小規模事業者経営改善貸付	教 育 資 金 貸 付
■小規模事業者経営改善資金■	■ 教 育 資 金 一 般 貸 付 ■
2,000万円以内	1 学生・生徒当たり350万円以内 ただし、次のいずれかの特例要件に該当する場合の限度額は、100万円を加えた額とする。 ア 教育を受ける者が、教育を受けるために住居を移転し、親族と別居している状況である場合 イ 学校教育法による大学（修業期間が5年以上の課程。夜間授業を行う学部を除く。）において行われる教育を受けるために必要な資金を利用する場合 ウ 学校教育法による大学院において行われる教育を受けるために必要な資金を利用する場合 エ 外国の教育施設において行われる教育を外国において受けるために必要な場合
運転 7年以内 設備 10年以内	18年以内
年利1.65%	年利2.35% （交通遺児家庭、母子家庭父子家庭、特定被災者（注）、年収200万円以下世帯又は教育を受ける者等の扶養する子等の数が3人以上の者であって年収500万円以下世帯については年利1.95%） （注）貸付対象2.カの状況になっているものをいう（一部の災害に限る）
元金均等の月賦払 据置期間 運転資金 1年以内 設備資金 2年以内	元利均等割賦返済（なお、ボーナス時の増額返済も可能） 据置期間は在学期間以内（貸付期間に含まれる。）
不 要	（公財）教育資金融資保証基金又は進学者・在学者の4親等以内の親族（進学者・在学者の配偶者を除く）
不 要	—
商工会議所又は商工会、支店	支店、代理店